

【質問内容・大綱 3 点】

1 事業復興型雇用創出事業について

- ・ 県内における失業者数の拍車
- ・ この事業による雇用創出の見込み
- ・ 一事業者当たりの支払上限額と支払方法
- ・ スタート時期と遡及措置
- ・ 制度成立の時期
- ・ 震災影響による再雇用者の支援
- ・ 失業者対策の知事の思い

2 中小企業・事業者の再起について

- ・ 復興相談センターと復興機構の現況
- ・ 地方相談窓口の権限と役割
- ・ 被災企業の債権買い取りの方法・価格設定、担保財産の時価の算定
- ・ 債権を買い取る 2 つの機構の一元化と相談業務体制

3 震災遺児・孤児の支援について

- ・ 東日本大震災による遺児・孤児の対象人数と給付金
- ・ 就学支援事業の全体の事業費と対象期間
- ・ 支援事業の継続のため、一般財源も繰り入れるかどうか
- ・ 就学等支援事業の対象
- ・ 交通遺児と震災遺児・孤児への教育手当支給額の隔たりに関して
- ・ 寄付金による支援を県が行う必要性

[前段]

復興の取り組み、次の世代へ託す宮城づくりへ、新たなる負託をいただいた私たち政治家に、今、何が求められているのでしょうか。

大きな期待を受け実現した政権交代も、稚拙ともいえる政権運営のあげく、今では、政権交代する前よりもひどい官僚主導の政治になっております。沖縄の基地問題、公務員宿舎の問題など、そのどれをとっても、今、この国の実情、そして民意にはね返される形で結論は二転三転、本当にこの国の運営を預けるに値するのか、国民の深い失望感が広がっております。

先の大阪市長選では、地域政党の代表として改革を旗印に立候補した候補が、保守・革新と複数の既成政党が相乗りした現職を破りました。これまで自分たちでは良しと判断してきた政治の理屈が、今では小さな縄張り社会の理屈かのように、旧態の既得権益を守るとする閉鎖的なものとして受けとめられ、これこそがこの時代の閉塞感を生み出すものであると民意は示している現実を、私たちは重く受けとめなければなりません。

今、政治がはっきり動き、示さなければならないのは希望であり、政治家が示すべきなのは覚悟だと考えます。政治家に覚悟が見えない限り政治への信頼は生まれません。今議会より、政治の示す希望は復興の歩みを加速することであり、復興の先を見据えた次の世代へ託す宮城の形であります。そして、歴史的災害からの復興にとどまることなく、閉塞する日本を指し示す光として、その希望は、この国の47都道府県の地方議会の中で、一番確かだ揺るぎないものにならなければならないと考えます。

これからの復興へ宮城が見せる底力は、議場にいる私たちの覚悟にかかっているのです。そして、この議場にいる私たちも、この苦難を乗り越えようとしているたくさんの県民の思い、願いを負託され、この席に座っております。一日も早い震災からの復旧・復興を実現したい。一人でも多くの県民の笑顔を取り戻したい。一つでも多くの安心と希望を届けたい。それぞれに、主義主張、立場の違いはあっても、ふるさとの宮城の再生への熱い思いを私たち皆が持っているはずであります。私自身もふるさと宮城の政治家としての揺るぎない覚悟を持って、真正面から是々非々の議論をしていくことを旨とし、以降、大綱三点について、お伺いしてまいります。

[大綱 1 事業復興型雇用創出事業について]

質問 1 県内における失業者数の推移

この事業を聞く前に、3月11日の大震災の影響を受け、県内における失業者数がどれくらいか。また、震災前の長引く景気低迷による失業者数、そして、震災から9カ月たった今の直近の失業者数も合わせてお聞かせ下さい。

答弁 1 (河端章好経済商工観光部長)

3月11日に発生した大震災による雇用への影響につきましては、約4万7千人の方が失業したものと推定しております。

また、総務省の労働力調査によりますと、平成22年、昨年10月から12月までの我が県の失業者数の平均が6万8千人と推計されておりますことから、それらを合わせますと、約11万5千人の方が、一時、失業状態にあったものと考えております。

直近の状況につきましては、震災によって職を失った方のうち、約3万人の方が未だ失業状態にあるものと認識しております。これらの方を含めた現在の失業者数全体につきましては、労働力調査による我が県の10月の完全失業率が参考値で7.5%でありますことから、約9万人になるのではないかと推計しております。

質問 2 この事業による雇用創出の見込み

失業者対策を多くの事業を通じながら雇用対策を行っていかねばならない中で、このたび事業復興型雇用創出事業が総事業費466億円、今年度6.3億円の事業費が計上なされ、2千人の雇用を見込んでおると聞いております。

この事業は、単年度ではなくて長期にわたる支援制度で、最大3年にわたり1人あたり225万円の支援を行う事業であると聞いております。この事業全体での雇用創出をどれくらい見込んでいるのか、お聞かせ下さい。

答弁 2 (河端章好経済商工観光部長)

ご指摘の事業復興型雇用創出事業全体につきましては、約2万人の雇用を見込んでおります。

質問3 一事業者当たりの支払上限額と支払方法

一事業者当たりの上限額がどのようになっているのか。そしてまた、3年間にわたる支払方法がどのようになっているのか、お聞かせ下さい。

答弁3 (河端章好経済商工観光部長)

一事業者当たりの上限額につきましては、被災地域の復興状況に合わせまして幅広く被災事業者の雇用面からの支援を行うという観点から、一事業者当たり1億円とすることにしております。また、3年間における1人あたりの支払方法につきましては、交付額全体で225万円になりますが、それを段階的に支給することとしております。1年目は120万円、2年目は70万円、3年目は35万円を支払うこととしております。また、年度途中での概算払いについても柔軟に対応していくこととしております。

質問4 スタート時期と遡及措置

この事業のスタート時期と遡及措置がどこまでさかのぼるのか、3月11日の震災以降なのか、予算成立段階なのか、お聞かせ下さい。

答弁4 (河端章好経済商工観光部長)

予算成立後、いろいろ手続きがございますが、できるだけ早く発足させたいと思います。助成措置は、この制度創設後採用された方という風な形になっております。

質問5 制度成立の時期

制度創設後と申しますと、具体的にはいつの時期になるのか、改めてお聞かせ下さい。

答弁5 (河端章好経済商工観光部長)

今後いろいろ募集などもしますので、募集した後になるという話で私どもも聞いております。

質問6 震災影響による再雇用者の支援

このような政策を行う時に公平性担保されるのは、限りある財源の中で当然のことであるのですが、より大きな効果を求めていくためには、被災企業、被災事業者が震災で解雇をなさった方をその地域の雇用を支える際、非常に重要な課題であると思うのですが、再雇用をした場合は、この事業はどのような制度概要になっているのか、お聞かせ下さい。

答弁6 (河端章好経済商工観光部長)

この事業は、助成対象者は被災求職者であって、本事業創設後に雇用されたものとするという方が対象です。そのうち再雇用者も対象としますが、再雇用者の割合は、雇入れ数の8割までという形になっております。

質問7 失業者対策の知事の思い

知事に改めてお伺いしたいのですが、失業者対策において、今回の事業、2万人もの雇用を生み出すために、477億円という本当に莫大な予算を使いながらやっていくという大きな事業であると思います。これを含めた失業者対策、再雇用をしていただくこと、また、新卒の離職の対策と多々あるのですが、その辺を踏まえた働く場の確保について、この事業を通した知事の思いをお聞かせ願えればと思います。

答弁7 (村井嘉浩知事)

今までは、とにかく食いつないでもらおうということで臨時にいろんな仕事を作って、生活費を最低限我々の方で面倒見るということをやっていましたが、いつまでもそういうことが続くわけにはいきませんので、やはりしっかりとした形で企業に雇用していただいて、給料をもらってという形が望ましいという風に思っております。企業も大変なダメージを受けましたので、自分たちの力では立ち直れないのはもったもでありますので、その最低限の我々としてサポート、仕事はしていかなければならないと、覚悟をもって臨んでいきたいと、このように思っております。

[大綱2 中小企業、事業者の再起について]

質問1 復興相談センターと復興機構の現況

中小企業の二重債務問題対策費についてお伺いしてまいります。

11月16日より、宮城県産業復興相談センターで相談業務がスタートをしております。これまでの相談件数と、再建可能と判断された宮城県産業復興機構への債権買い取り要請件数、またその見込み額はどれくらいになっているのか、現況でお聞かせ下さい。

答弁1 (村井嘉浩知事)

宮城県産業復興相談センターの相談件数につきましては、相談開始日であります11月16日から12月12日までの17営業日で、260件となっております。宮城県産業復興機構への債権買い取り要請につきましては、その前提として、金融機関による支援や債権者の同意等が必要となりますが、現在は、復興相談センターが設立されて間もないこともありまして、具体的な案件として、事業再選の可能性を確認し、債権買い取りの必要性について判断に至ったケースはまだ発生をしていないということでございます。債権買い取り要請件数とその金額の見込み日につきましては、現時点で見込むことはなかなか難しいということですが、ファンドの規模は500億円を想定しておりまして、当面100億円を目指して金融機関と調整中であります。

質問2 地方相談窓口の権限と役割

県産業復興相談センターは、仙台市をはじめ県内の地方相談窓口を14設置しておりますが、地方事務所の相談業務としてどこまでの権限を与えて、その役割をどのようになされているのかお聞かせ下さい。

答弁2 (河端章好経済商工観光部長)

相談センターの地域事務所は、ご案内のように14か所ございますが、おもに沿岸部での被災者の利便性を考慮し設置したものでございます。役割といたしましては、一時的な相談窓口の機能を担うものでございまして、相談企業の被災状況や財務状況など、案件の整理を主目的としております。事業の再生可能性の判断等につきましては、本センターで行うこととしております。

質問3 被災企業の債権買い取りの方法・価格設定、担保財産の時価の算定

実質的に被災企業、被災事業者にとって肝心なのは、債権買い取り方法と債権買い取り価格設定、そして担保設定、担保財産の時価がどのように算定されるのかという所が非常に気になるところです。今回のスキームが出てもなかなか我々にとっても見えてこない状況があるのですが、この辺はどのようにになっているのか、お聞かせ下さい。

答弁3 (河端章好経済商工観光部長)

債権買い取りの方法については、センターが事業者から相談を受け、事業計画のチェックや債権者間の調整などの手続きが整った案件につきましては、産業復興機構に対し債権の買い取りを要請します。それを受けて、機構では無限責任組合員の関係者で構成する投資委員会で、その議決を受けて買い取りするという手続きになります。その要件といたしましては、金融機関が新規融資、ニューマネーを投資、融資するという決定を行い、再生の可能性があると判断されることが必要であるという要件がございます。

債権買い取り価格の設定については、東日本大震災で被災した企業は、詳細な事業再生の見通しを立てにくい状況にあることを勘案いたしまして、金融機関が新規融資を行うにあたっての将来の見通しや、被災前の事業者の業績を基に算定された適正な時価とすることにしております。

債権買い取りについては、担保財産の有無が買い取り価格に影響を与えることとなりますが、担保財産は時価で評価し、その算定方法は直近の時価評価を用いることとされております。特に、不動産につきましては、不動産鑑定士による簡易査定も可能とされているところでございます。

質問4 債権を買い取る2つの機構の一元化と相談業務体制

今後新しくできる支援機構の方において、担保の部分が5年後、10年後の時価を見据えた買い取り価格の設定等のお話も聞いているところでございます。そうすると、今回の産業復興機構と、これからできてくる支援機構の成立、そして2月から相談業務が開始されるとも聞いております。二重債務を抱える被災企業、被災事業者にとっては、どこに相談に行ったらいいのでしょうか。先ほど14の窓口があるといっても、お話を聞く限りでは、「一度聞くけれども答えは待って下さいよ」と、「答えは仙台市の本部で査定しますから」という、一つの窓口にしかなっていない現況がつかみとれました。

また、先ほど申し上げたように、2月より、今度の議員立法でできた支援機構、株式会社東日本事業者再生支援機構たるものが構成され、同じような債権買い取り機構が2つできてきます。事業者目線、被災企業者目線による一元化した相談窓口がどのようにになっていくのかというのが非常に気にかかるところであります。そこを含めて、県としての考え、相談業務体制をどのように考えているのか、お聞かせ下さい。

答弁4 (河端章好経済商工観光部長)

窓口が地方にあっても、ワンストップですべてそこで判断できないのではないかという、ご指摘がありました。これは行政だけでは当然対応できないもので、非常に複雑な金融の問題、二重ローンの問題ですので、金融機関の皆さまにも入っていただいてやっておりますが、一事務職員が、「わかりました」と判断できる問題ではありません。ですから、やはりどうしてもそういったものについては、ある程度の識見を持った人たちの判断が必要になってくることとなります。ただ、あちらこちらたらい回しにならないようにしたいと考えているということです。

今、ご指摘のあった、従来ある産業復興機構と今度できます再生支援機構と、二つできます。再生支援機構の方はかなりボリュームもありますし、柔軟に対応できそうなのですが、これがまた窓口が二つ三つとなってしまって、「どこへ行ったらいいんだ」ということに必ずなります。ですから、私どもといたしましては、できれば窓口を一つにするべきではないかということをお話しております。しかし、現時点において、国からこれに関する具体的な情報が示されていませんので、この場で行使しますということを申し上げられませんが、たらい回しにされるということにならないよう、努力していきたいと思っております。

[大綱3 震災遺児・孤児の支援について]

質問1 東日本大震災による遺児・孤児の対象人数と給付金

東日本大震災による遺児・孤児の対象人数と給付金の対象とその額、給付開始時期と支払方法、これらはどのようになっているのか、お聞かせ下さい。

答弁1 (村井嘉浩知事)

今回、両親ともなくされた震災孤児が126名、そして震災遺児、片親だけ亡くされた震災遺児が720名、合わせて846名が確認されているということでございます。

次に給付金の対象、金額でございます。給付金につきましては、就学等の段階に応じた月額給付と合わせまして、中学、高校などへの進学時に一時金を給付することとしております。月額と合わせまして、未就学児から中学生までが1万円、高校生が2万円、大学生等が3万円であります。また一時金につきましては、小学校入学時に10万円、小学校卒業時に15万円、中学校卒業時に20万円、高校卒業時に60万円としているところでございます。

給付開始時期と支払い方法については、本定例会におきまして予算案をご承認いただきました後、早急に支援制度の概要を対象者や関係機関等にお知らせすることとしております。今年度分の給付につきましては、申請に基づき、できるだけ速やかに指定の金融機関を通じて給付金をお届けしたいと考えております。

質問2 就学支援事業の全体の事業費と対象期間

遺児・孤児たちの就学支援事業の全体の事業費と対象期間、これらはどのようになっているのか、お聞かせ下さい

答弁2 (村井嘉浩知事)

全体の事業費は32億円と見込んでおります。現在、24億円余りご寄付を頂いておりまして、あと8億円足りませんので、引き続きいろんなところに、ご寄付等の願いをしたいと思います。

対象期間につきましては、今紹介した遺児・孤児の皆さまが卒業するまでということと考えております。

質問3 就学支援事業の継続のため、一般財源も繰り入れるかどうか

ゼロ歳児がいるとなれば20数年にわたる事業の継続をしていかなければなりません。仮に8億円の浄財が、これからある程度見込みがあって32億円の予算を計上しているにしろ、これは一回約束した限り継続していかなければなりません。その場合は一般財源から繰り入れていくような考えはお持ちなのか、お聞かせ下さい。

答弁3 (村井嘉浩知事)

基本的には、全国、全世界から寄せられた皆さまからの浄財を当てるということによりしております。そのうえで、もし足りなかったらということではありますが、これにつきましては、その時の状況を見ながら、勘案していきたいと思っております。しかし、決められたルールはしっかりと果たしていきたいという風に思っております。

質問4 就学等支援事業の対象

今年の大震災の遺児・孤児にこのような制度ができ、改めて遺児・孤児に対する制度をいろいろ調べてみました。しかし、国そのもので遺児・孤児を調べるような機関もなく、それに関する統計も実際はどこからも探すことができませんでした。その中において、交通事故や海難事故、自殺、病気による遺児・孤児の方が、仮にこの基金事業に就学等支援事業に申請した場合、どのような判断基準になるのか、お聞かせ下さい。

答弁4 (村井嘉浩知事)

この基金事業につきましては寄付者の皆さまの意向を尊重しております。震災で親を亡くされた子どもたちへの支援を最優先として進めることとしておりまして、震災以外の要因で親を亡くしたお子様方につきましては、現時点では対象にはできないと、このように考えております。

質問5 交通遺児と震災遺児・孤児への教育手当支給金額の隔たりに関して

県は県独自で支援する交通遺児等の教育手当ということで、昭和49年から、教育長が所管で、1人あたり月額3千円、2人目からは月額千円の教育手当を支給するという制度がございます。今度の震災遺児・孤児による基金事業と県独自の交通遺児・海難遺児に関わる支援と、ある意味で隔たりが出てくるように、私は感じ取っておりますが、その辺において、この制度をつくるあたりに、そういった議論はどのようになっていったのか、知事及び教育長のご見解をお聞かせ願えればなと思っております。

答弁5 (村井嘉浩知事)

いろいろ議論は致しましたが、やはりこれは寄付金をもって充てるものですから、寄付者のご意向を最大限尊重しなければならないということでありました。当然この問題は、今後いろいろ課題として出て参りますので、寄付の状況等も見据えながら検討してまいりたいと、このように思っております。

答弁5 (小林伸一教育長)

ご指摘ありましたように、今度スタートする震災遺児・孤児に対する奨学金と既存の交通遺児、あるいは海難遺児等に対する支援制度との間では、大分支援の手厚さで違いがあるというのは事実でございます。しかしながら、今、知事からお答えいたしましたように、今回の新しい制度はあくまで今回の震災に着目していただいた全国からのご寄付に基づいてやるということですので、さしあたり寄付者のご意思を尊重せざるを得ないという風に判断をしているところでございます。

質問6 寄付金による支援を県が行う必要性

現在、寄付金による支援を県が行っています。しかし、県が給付金の財源窓口を設置する場合、細かく割り当てたり、見直しを凶ったりと大変な業務が増えることとなります。給付金による支援を行っている団体が存在するのに、県が行う必要性はあるのでしょうか。県は制度化をし、その調整をしていくところまでを行う形でよろしいのではないかと思います。その辺を踏まえて、どのようにお考えか、お聞かせ願えればと思います。

答弁6 (村井嘉浩知事)

実はそういうことも考えましたが、問題点がいくつかあります。たとえば、遺児・孤児の個人情報でありまして、我々だからその情報をしっかり管理できますが、任せられた方がどこまでしっかりとした情報を管理してもらえるかという、その問題が一つ。それから県に対する寄付は税額の非課税の対象になっていくということでありまして、それをどこかの団体に渡すとなると、県を、税金を払わないだけの通す団体になってしまうという誤解を与えてしまうと、いろいろな難しい問題があって、やはりハンドリングは県がせざるを得ないと判断したということでもあります。今後、もしいろいろな状況をやっていく中で齟齬が出て参りましたら、その点については、また柔軟に対応していきたいと。ご指摘いただいた点については、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

(佐々木幸士委員)

当事者である子どもたちや子どもを養う親族などは、その現実を受けとめるだけで精いっぱいであるということは間違いなく、心のケアも含めて一体的にサポートしていかなければいけないのはもちろんのことです。社会全般において救っていく部分を含め、余り隔たりのないような支えがあるのかなと思います。全国全世界から寄せられた皆さまからの浄財によるこのような制度ができたということは一歩も二歩も前進でございますので、これからのあり方も含め、議論を引き続きしていきたいと思います。